



予定利率引き下げを可能とする保険業法改正案について

(2003.5.23公表)

以下は、破綻前に予定利率の引き下げを可能とする保険業法改正案に対する㈱日本格付研究所（JCR）の見解です。

【見 解】

本日政府は、保険業法改正案を閣議決定した。これにより、今国会会期中に保険業法が改正され、保険会社が破綻前に予定利率等の契約条件を変更できるような制度が設けられる可能性が高まった。

保険契約について予定利率が引き下げられ、保険金額が減額された場合、保険会社は当初契約した保険金額を支払うことができなくなる。このような状態は、当初の保険契約に基づく債務を履行できない状態（格付けは「D」に相当）と考えられる。

また、報道されている業法改正案の内容によれば、予定利率引き下げを申請した保険会社は、総代会または株主総会の特別決議を経た後、1ヵ月以上の期間を設けて対象契約者の異議申し立てを受け付け、1割を超える契約者の反対があった場合には予定利率を引き下げられない。こうした手続きが難航して、いったん申請した予定利率の引き下げができなくなった場合には、当該保険会社は、新契約獲得が困難になり、解約停止命令の期限切れ後には解約が増加するなど、極めて厳しい経営環境に置かれるものと予想される。

いずれにしても、報道されている業法改正案を前提にすれば、予定利率引き下げが申請された時点で、当該保険会社の保険金支払能力につ

いては極めて厳しい評価をせざるを得ないと考えている。□

チーフアナリスト 野上 正峰
アナリスト 服部 聖子